

東京オリンピック自転車競技ロードレース推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東京オリンピック自転車競技ロードレースの開催に当たり、大会の成功やレガシー創出などに向けた取り組みを推進するため、道志村及び山中湖村が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、この交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象者)

第2条 この補助金交付の対象者は、道志村及び山中湖村とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、東京オリンピック自転車競技ロードレースの開催に当たり、道志村及び山中湖村が実施する大会運営協力や準備、機運醸成、景観整備、観戦スポット整備、ライブサイト及びレガシー創出に係る事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助率、補助限度額等)

第4条 補助率は、補助対象経費総額の1/2以内とし、補助限度額は500万円とする。また、補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。

2 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 道志村長又は山中湖村長は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、適当と認められる場合は、速やかに交付の決定を行い、道志村長又は山中湖村長に補助金交付決定通知（様式第2号）により通知する。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式

第3号)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 道志村又は山中湖村が構成員となった実行委員会等(以下「実行委員会等」という。)が行うこの補助金に係る事業について、委託料・補助金・負担金を支出する場合、必要に応じ、この事業の遂行状況を報告させること。

(5) 実行委員会等が行うこの補助金に係る事業について、実行委員会等の事業実績報告書及び収支決算書を実績報告書に添付すること。また、道志村又は山中湖村において実行委員会等の収入支出を確認するとともに、その収入支出を証明する書類を実績報告書に添付すること。

(状況報告)

第8条 道志村長又は山中湖村長は、知事から規則第10条の規定により補助事業等の遂行状況に関する報告を求められた場合には、速やかに書面により報告しなければならない。

(実施報告書の様式、提出期限)

第9条 道志村長又は山中湖村長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は事業を完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第4号の2)
- (2) 収支決算書(様式第4号の3)
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに伏した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、道志村長又は山中湖村長に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 道志村長又は山中湖村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、精算払いとする。

(書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助区分	対象経費	軽微な変更
東京オリンピック自転車競技 ロードレース推進事業	○報償費 ○旅費（職員に係るものは除く） ○需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費等。但し、食料費は職員に係るものは除く） ○役務費（通信運搬費、保険料、手数料等） ○委託料 ○使用料及び賃借料（会場借上費、バス借上費等） ○工事請負費 ○備品購入費（1件あたり5万円以上の物品の購入） ○負担金、補助及び交付金	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合